

○函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成10年12月28日規則第29号

函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成10年函南町条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第4条第1号の規則で定める公共的団体は、国、県又は市町村の公社、公団又は事業団とする。

2 条例第4条第6号の規則で定める事業は次に掲げるものとする。

- (1) 土地所有者及び耕作者が耕作に伴う整地、農業用施設の維持修繕その他の通常の管理行為かつ周辺に及ぼす影響がない範囲で行う事業
- (2) 日常生活又は土地の管理のために行う事業で、災害の防止及び環境の保全上支障がないと町長が認める事業

(事前協議)

第3条 条例第6条第1項の規定による許可の申請を行おうとする事業者は、当該許可申請の前に、次に掲げる書類及び図面を提出し、町長に協議しなければならない。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等事業事前協議申出書（様式第1号）
- (2) 位置図及び事業区域図
- (3) 土地登記簿謄本等権原を有することを証する書面
- (4) 申請地及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (5) 申請地の求積図及び土量計算書
- (6) 会社の経歴書、定款、登記簿謄本、営業報告書その他信頼度と実績を証明できるもの
- (7) 土砂等の搬出入経路図
- (8) 現況（計画）平面図及び縦横断面図
- (9) 事業区域の現況写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

(事前協議の承認)

第4条 町長は、前条の規定により事前協議の申し出があったときは、函南町土地利用対策部会等において内容を審査し、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議承認書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

(事業の許可申請)

第5条 条例第6条第2項に規定する許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 位置図及び事業区域図
- (2) 土地登記簿謄本等権原を有することを証する書面
- (3) 申請地及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (4) 申請地の求積図及び土量計算書
- (5) 会社の経歴書、定款、登記簿謄本、営業報告書その他信頼度と実績を証明できるもの
- (6) 事業関係人（土地の権利者、隣接地関係人及び地区代表者）の同意書。ただし、同意

が得られない場合は、事業説明会等の開催状況及び議事録を示した書類

- (7) 事業者の印鑑登録証明書
- (8) 土砂等の搬出入経路図
- (9) 現況（計画）平面図及び縦横断面図
- (10) 現況（計画）排水平面図及び縦横断面図
- (11) 調整池平面図
- (12) 放流先水路流域図及び断面図
- (13) 第10号から前号までに係る構造図
- (14) 雨水流量計算書
- (15) 緑化計画書
- (16) 土質検査報告書（別表第1による。）
- (17) 搬入土砂等の出所が証明できる書類又は公共工事にあつては契約書の写し
- (18) 事業区域の現況写真
- (19) 土砂等による土地の埋立て等事業事前協議承認書の写し
- (20) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面
（事業の許可）

第6条 町長は、条例第6条第2項の規定により許可の申請があつたときは、許可又は不許可の処分を行い、土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

（施行基準）

第7条 条例第7条第2号の施行基準は、別表第2のとおりとする。

（変更の許可申請等）

第8条 条例第8条第1項の規定による変更の許可を受けようとする事業者は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書（様式第5号）に第5条第2項に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により許可の申請があつたときは、許可又は不許可の処分を行い、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第6号）により事業者へ通知するものとする。

3 条例第8条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業変更届出書（様式第7号）により行うものとする。

（地位の承継）

第9条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする事業者は、土砂等による土地の埋立て等事業地位承継許可申請書（様式第8号）に、承継に係る書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により許可の申請があつたときは、許可又は不許可の処分を行い、土砂等による土地の埋立て等事業地位承継許可（不許可）決定通知書（様式第9号）により事業者へ通知するものとする。

3 条例第9条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業地位承継届出書（様式第10号）により行うものとする。

（開始の届出）

第10条 条例第10条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届出書（様式第11号）により行うものとする。

(標識)

第11条 条例第11条の規定による標識は、事業掲示板（様式第12号）及び危険防止表示板（様式第13号）とする。

(報告の徴取)

第12条 町長は、条例第12条第1項の規定による報告を求めるときは、報告徴取通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者は、事業報告書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第13条 条例第12条第3項の身分を示す証明書は、函南町職員であることを証する身分証明書とする。

(改善勧告)

第14条 条例第13条の規定による改善勧告は、土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書（様式第16号）により行うものとする。

(改善命令)

第15条 条例第14条及び第19条第2項の規定による改善命令は、土砂等による土地の埋立て等事業改善命令書（様式第17号）により行うものとする。

(許可の取消し)

第16条 条例第15条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

(許可の失効)

第17条 条例第16条の規定による許可の失効は、土砂等による土地の埋立て等事業許可失効通知書（様式第19号）により行うものとする。

(中止命令)

第18条 条例第17条の規定による中止命令は、土砂等による土地の埋立て等事業中止命令書（様式第20号）により行うものとする。

(措置命令)

第19条 条例第18条の規定による措置命令は、土砂等による土地の埋立て等事業措置命令書（様式第21号）により行うものとする。

(完了の届出)

第20条 条例第19条の規定による完了の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業完了届（様式第22号）により行うものとする。

(跡地に係る措置命令)

第21条 条例第20条の規定による跡地に係る措置命令は、土砂等による土地の埋立て等事業跡地措置命令書（様式第23号）により行うものとする。

(公表の方法)

第22条 条例第21条の規定による公表は、町広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けている者、同項の許可を受けずに事業を行っている者若しくは行った者又は同条第2項の規定による許可の申請をし、当該申請について町長が受付した者に係る改正後の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月29日規則第81号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の許可を受けている者、同項の許可を受けずに事業を行っている者若しくは行った者又は同条第2項の規定による許可の申請をし、当該申請について町長が受付した者に係る改正後の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第5条関係）

土質検査基準

函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第2項第16号に規定する土質検査報告書の土質検査は、次の方法により行う。

1 土砂の採取方法

- (1) 土砂等の発生場所ごとに2箇所採取すること。ただし、一つの発生場所が5,000平方メートルを超える場合は、3箇所採取すること。
- (2) 採取地点は、町長と事業者が協議して定める。シールド工法等のトンネル工法の場合は、断面付近から採取すること。

2 検査項目

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）の第1の1に規定する環境基準とする。

3 検査方法

土壌の汚染に係る環境基準についての別表の測定方法によること。検査機関は、公共機関又は環境計量士の資格を有する者がいて検査が可能な機関とすること。

4 検査の省略

2の検査項目に定める物質のうち、明らかに基準を満たしていると認められる物質については検査項目を省略できる。ただし、基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない。

別表第2（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業の施行基準

1 共通事項

(1) 周辺対策

事業の施行に当たっては、紛じん、騒音、振動、土砂の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

(2) 作業時間

ア 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとすること。ただし、関係機関との協議において、作業時間に特段の定めがある場合は、当該作業時間とする。

イ 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を中止すること。

ウ 緊急を要する作業が発生した場合は、搬出入路、沿道及び周辺の住民の理解を得ること。

(3) 交通対策

ア 搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止等必要な措置を講ずること。

イ その他関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

(4) 安全対策

ア 事業区域内には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできる囲いを設けること。ただし、周辺環境から町長が必要でないとしたものはこの限りではない。

イ 出入口は、原則として1か所とし、必要な安全措置を講ずること。

ウ 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。

(5) 保安距離

保安距離は、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の「土の採取等に関する技術基準」を準用すること。ただし、周辺に影響を及ぼすおそれのない場合は、この限りではない。

(6) 事故対策

ア 町民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。

イ 地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講ずること。

ウ 事業施行中、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

(7) 防災対策

ア 施行中は、必要に応じ現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。

イ 万一災害が発生した場合は、事業者等が責任をもって解決に当たること。

(8) 緑化対策

事業完了後、紛じん防止と合わせ、跡地の周辺の環境の保全のため必要に応じ緑化等の措置を講ずること。

2 技術基準等

事業の施行に当たっては、静岡県土採取等規制条例の「土の採取等に関する技術基準」及び静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）の「構造基準」を準用す

ること。

3 その他

事業の施行に当たっては、この施行基準によるほか、必要に応じて関係法令の例により処理すること。